

## 川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日  
27 川健介保第 263 号  
健康福祉局長専決

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護支援専門員等が行う住宅改修支援業務について、川崎市が、居宅介護支援事業者等への支援を行う目的で予算の範囲内で住宅改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員等 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員、理学療法士、作業療法士及び福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の取得者をいう。
- (2) 居宅介護支援事業者等 介護支援専門員等が属する事業所又は事業者をいう。
- (3) 住宅改修支援業務 法第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費又は同第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給を受けるために行う申請に添付する必要がある介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 75 条第 1 項第 3 号又は同第 94 条第 1 項第 3 号に規定する書類（以下「理由書」という。）を作成する業務をいう。
- (4) 居宅介護支援費等 法第 46 条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費、同第 58 条第 1 項に規定する介護予防サービス計画費、同第 42 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護サービス費のうち小規模多機能型居宅介護に要した費用及び同条第 2 項に規定する複合型サービスに要した費用及び同第 54 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス費のうち同条第 2 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用をいう。
- (5) 要介護被保険者等 現に本市が行う介護保険の被保険者であって法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (6) 居宅介護支援等 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援、同第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援、同第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護、同第 8 条第 23 項に規定する複合型サービス及び同第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

### (補助の対象)

第 3 条 補助金は次の各号全てに該当するときに居宅介護支援事業者等に交付する。

- (1) 居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に対して住宅改修支援業務を提供すること。
- (2) 住宅改修支援業務を行った月において、要介護被保険者等が居宅介護支援等の提供を受けて

いないこと

- (3) 住宅改修支援業務を行った月及び住宅改修着工日の属する月において、居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に係る居宅介護支援費等を算定していないこと。
- (4) 当該住宅改修の施工を請け負った事業者等に住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと。
- (5) 住宅改修支援業務を行った住宅改修について、住宅改修費等の支給が行われることが決定していること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、住宅改修支援業務1件につき2,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 居宅介護支援事業者等は川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に川崎市介護保険住宅改修支援事業利用者別内訳書(第2号様式)と理由書の写しを添付し、川崎市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の内容に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、第5条の規定による交付申請があったときに、当該申請によってなされたものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅改修支援事業補助金交付確定通知書(第5号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、第6条に規定による交付決定の通知後、補助事業者からの請求により補助金を交

付する。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 申請の取下げを届け出たとき
- (3) この要綱に定めた事項に違反したとき

(書類の整備等)

第 12 条 補助事業者は、当該補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (28 川健介保第 1152 号・健康福祉局長専決)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (2 川健介保第 1521 号・長寿社会部長専決)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者)

所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※代表者氏名は、自署又は記名押印してください。

川崎市介護保険住宅改修支援事業について、補助金の交付を受けたいので、川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

住宅改修支援事業	申請件数	件
補助金申請額		円
内 訳 ( 件 ) × @ 円		

備 考	
-----	--

第2号様式

川崎市介護保険住宅改修支援事業利用者別内訳書

NO	被保険者番号	利用者氏名	理由書作成 事業所	理由書作成者 区分	理由書作成者 名	理由書作成日	住宅改修着工日	住宅改修費支給 申請月
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								円

(チェックしてください) 理由書作成者は、当該被保険者の住宅改修工事の施工を請け負った事業所には属していません。

理由書作成者区分 1：介護支援専門員 2：福祉住環境コーディネーター（2級以上） 3：理学療法士 4：作業療法士 5：地域包括支援センター担当職員

第3号様式

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった介護保険住宅改修支援事業補助金については、川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の条件をつけて、決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金の返還を命じます。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 申請の取り下げを届け出たとき
  - ウ この要綱に定めた事項に違反したとき
- (2) 補助金の交付にかかる書類は補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存してください。
- (3) 補助金の交付の決定内容に不服があるときは、この通知を受け取った日から起算して14日以内に申請の取り下げをすることができます。

第4号様式

川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(補助事業者)

所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※代表者氏名は、自署又は記名押印してください。

年 月 日付け交付の決定の通知がありました標記補助金について、下記のとおり不服があるので、川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、申請を取り下げます。

申請年月日	
不服のある交付の決定内容 とその理由	

第5号様式

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった介護保険住宅改修支援事業補助金については、川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 交付確定額 円

※ 月 日までに所定の請求書を提出してください。